様式第２号(第８条関係)

島本町障害者施策推進協議会　要点録

（令和8年 10 月 22 日作成）

1	会議の名称	**令和8年度第1回島本町障害者施策推進協議会**		
2	会議の開催日時	令和8年 10 月 19 日(月)　午後2時 00 分～3時 10 分		
3	会議の開催場所	島本町役場　1階　第1多目的室	公開の可否	㊀・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	７名
5	非公開の理由 (非公開（会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出席委員	小寺会長、奥村副会長、伊藤委員、井戸委員、岩田委員、谷川委員、西田委員、花田委員、本間委員、丸茂委員、森川委員、山中委員、山元委員 （以上 13 名）		
7	会議の議題	(1) 次期島本町障害福祉計画(障害児福祉計画)の骨子案について (2) 第7期島本町障害福祉計画(第3期島本町障害児福祉計画)の進捗状況について (3) その他		
8	配布資料	● 会議次第 ● 座席表 ● 委員名簿 ● 資料１－１第8期島本町障害福祉計画・第4期島本町障害児福祉計画骨子案 ● 資料１－２骨子案の説明内容 ● 資料２－１第7期島本町障害福祉計画(第3期島本町障害児福祉計)の進捗状況 ● 資料２－２進捗状況の説明内容		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和8年度第1回島本町障害者施策推進協議会　要点録

（令和8年 10 月 19 日(月)開催）

開会

事務局

ただいまから、令和８年度第１回「島本町障害者施策推進協議会」を開会する。

聴覚に障害のある公募委員の参加にあたり、手話通訳者を配置している。発言は手話通訳を行うため、マイクを使用し、少しゆっくりと発言していただきたい。事前質問にご協力いただいたが、事前質問のない内容も発言していただいて構わない。なお、公募委員１名はＪＲの遅延により到着が遅れている。

（事務局から配布資料の確認）

現時点で 11 名の委員にご出席いただいており、条例第５条第２項の規定による出席要件を満たしているため、本日の会議が成立していることを報告する。以後の議事進行を会長にお願いする。

会　長

今年度第１回の協議会となり、これから議論を深めていくことになる。本日は傍聴の申し出があるが、傍聴を許可することに異議はないか。

委　員

異議なし。

会　長

異議がないため、傍聴を認める。傍聴者には会議の公開に関する指針等を守って傍聴いただきたい。

【案件1】 第8期島本町障害福祉計画・第4期島本町障害児福祉計画の骨子案について

会　長

案件１「第８期島本町障害福祉計画・第４期島本町障害児福祉計画の骨子案」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

（資料１－１及び資料１－２に基づき説明）

会　長

質問や意見はないか。

委　員

国の第８期基本指針では、指針に即して障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付等の円滑な実施を確保することが求められている。本日午前に事務局に確認したところ、具体的な件数や目標値は次回の協議会で示すとのことであった。次期計画期間内の設置に向けて関係機関と

調整しているとの説明があったが、関係機関とはどこを指すのか。

事務局

障害福祉計画と障害児福祉計画では対象も異なるため、関係機関は様々である。本協議会の委員をはじめ、障害福祉サービス事業所、大阪府、高槻・島本の圏域内の事業所等と連携し、国や府の指針を踏まえた数値目標等を次回の協議会でお示しする予定である。

委　員

骨子案４ページの高次脳機能障害に関する指針の概要には、啓発という言葉が含まれていない。高次脳機能障害は大人だけでなく子どもにもあり、まだ十分に理解されていない。事業所だけでなく学校や教員への啓発も必要と考えるが、今後どのように計画に記載するのか。

事務局

町内には高次脳機能障害に特化した事業所がない。子どもについては教育機関、大人については事業所や大阪府等と連携し、支援のあり方について目標を設定していきたい。

【案件2】 第7期島本町障害福祉計画・第3期島本町障害児福祉計画の進捗状況について

会　長

案件２「第７期島本町障害福祉計画・第３期島本町障害児福祉計画の進捗状況」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

（資料２－１及び資料２－２に基づき説明）

会　長

質問や意見はないか。

委　員

就労選択支援について、高槻市でも運用に悩みながら進めている。この資料にある令和８年度の利用者数５人は、全員が支援学校等の高校３年生なのか。それとも、卒業後、新たに就労継続支援Ｂ型を利用する成人も含まれているのか。内訳を教えていただきたい。

事務局

令和８年度の５人は見込みの数値である。上半期の利用者は２名で、いずれも高校３年生である。現時点で成人の利用はなく、下半期も主に高校３年生世代の利用が中心になると考えている。

委　員

就労選択支援の利用対象をどこまで広げるかが論点になると思う。高槻市では、就労経験のある方も原則として利用を促す運用としている。いずれの対象まで対象範囲を広げて、あるいは狭めて利用を促進していくのか、その考え方が難しいと感じている。

委　員

すばるでは計画相談を再開しているところであり、相談支援に関心がある。こちらの資料にある基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について、第６期と第７期で数値が大きく異なるのはなぜか。

事務局

町の基幹相談支援センターは福祉推進課内に設置している。第６期は基幹相談支援センターを設置していることを１件として計上していたが、第７期からはうぃっしゅとの調整件数を計上する方法に変更しているため数値の桁が異なっている。

委　員

移動支援は利用者数の多い事業だが、毎年、実績が計画値を下回っている。ヘルパーの人手不足を感じているが、実績が下回ることに影響しているのか。

事務局

計画値は実績の伸び率を踏まえて設定しているが、事業所の人手不足などにより、利用希望とサービスの提供がうまくマッチングしていないことも、実績が伸びない要因の一つと考えている。

委　員

進捗状況とあわせて、骨子案について３点伺いたい。１点目は、望まないセルフプランについてである。国の第８期基本指針では、身近に相談支援事業所がないためにやむを得ず作成されるセルフプランを、令和 11 年度末までにゼロにすることとしている。町では成人、障害児ともにセルフプラン率が高いが、全てが望まないセルフプランではないと思う。骨子案では３年間で望まないセルフプラン率を減少させるとしているが、現在、該当する方がどれくらいいるのか。相談支援を希望しながら利用につながっていない方の状況も含め、今後示していただきたい。

２点目は、骨子案 11 ページの施設入所者の地域移行についてである。令和７年度末の施設入所者は 14 名と記載されている。今年度から施設で地域移行等に関する意向確認が行われ、国の基本指針でも、本人の意向だけでなく、地域移行の障壁や必要な支援を把握し、市町村の協議の場で共有することが示されている。意向確認の結果を把握し、今後の計画策定に反映することが必要ではないか。また、今年３月の協議会で報告された、入所の申し込みがあった７名のその後の状況も、計画策定の論点として盛り込む必要があるのではないか。

３点目は、自己決定支援と意思疎通支援についてである。骨子案 10 ページでは、自己決定と自己選択の尊重を基本理念のひとつとしている。知的障害や発達障害のある方には、絵カードやタブレット等を用いた意思疎通支援が必要な場合がある。国の第８期基本指針ではＩＣＴ機器の利用支援が新たに示され、町の第７期計画でも日常生活用具の対象品目を見直す方針がある。身体障害のある方への支援に加え、コミュニケーションボードやタブレットの支援アプリ等を、日常生活用具の新たな品目として位置づけられないか。

事務局

望まないセルフプランについては、現在、セルフプランで更新される方にチェック項目を設け、セルフプランを希望しているか、やむを得ず作成しているかを確認し、集計している。間もなく３か月分が集まるため、計画策定の時期も踏まえて、３か月分の件数を４倍して年間の件数を推計し、望まないセルフプランの割合を把握する予定である。そのうえで、次期計画の３年間でどこまで減少させるかを目標として掲げていきたい。

事務局

地域移行の意向確認は各入所施設で進められているが、現時点で事業所から地域移行を希望する方がいるとの連絡は受けていない。今後、希望があれば連携して支援を進めていく。

現在の入所者 14 名については、これまで地域移行が可能な方の移行を進めてきた後の人数と捉えている。長期間入所している高齢の方、遠隔地の専門的な施設に入所している方、家族が亡くなられている方などが多く、地域移行が難しい状況がある。若い世代の方もいるが、地域での生活が難しく、調整を経て最近入所された方などである。本人が希望し、地域移行の可能性がある場合は、町も協議に参加し、事業所、本人、家族とともに調整していきたい。

日常生活用具については、現在は視覚障害や聴覚障害など、身体的なコミュニケーションの障害を支える用具が中心である。知的障害のある方等のコミュニケーションを支える用具を給付対象としている自治体があることは承知している。今後、他自治体の状況やニーズ、事業所での活用状況等を調査し、対象品目への追加を検討していきたい。

委　員

先ほどの質問に関連して、障害児支援は将来に向けて重要な施策と考えている。児童発達支援センターの機能の確保に向けて、すでに関係機関との調整を進めているとのことであったが、具体的にどのような機関か、２、３例教えていただきたい。また、国の基本指針にある「自立支援給付等の円滑な実施の確保」とは、どういう意味か。

事務局

児童発達支援センターの機能の確保については、町内の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、大阪府、保健所等と協議しており、町内又は圏域内で、次期計画期間中に児童発達支援センターの機能を確保することを目指している。令和６年度から自立支援協議会を立ち上げ、令和７年度からはその医ケア子ども部会で関係事業所等と協議を重ねている。

自立支援給付等の円滑な実施については、障害者、障害児のサービス提供体制を充実させ、町内外のサービスを含めて、必要な方が滞りなく利用できるようにすることである。町としても計画に目標値を定めていく予定である。

委　員

そのサービスが自立支援給付にあたるということか。

事務局

障害福祉サービスの利用にあたっては受給者証が必要となり、必要な利用量に応じて支給量を定

める。そのサービスの量が給付にあたる。

【案件3】その他

会　長

その他の案件として、委員から何かあるか。

委　員

９月の町議会で、精神障害者保健福祉手帳２級・３級の方への医療費助成について見直しを検討する方針が示された。複数の議員から、慎重に進め、当事者や関係団体の意見をよく聞くよう求める質問があり、町は本協議会等で意見を確認すると答弁している。まだ具体的には決まっていないと理解しているが、私は制度の継続を求める署名活動も始めている。本協議会では、いつ、どのような形で議論する予定か。

事務局

次回 11 月の協議会で取り上げることは難しく、12 月以降の協議会で案件の一つとして提案したいと考えている。

委　員

できれば次回取り上げてほしかった。見直し方針の根拠にも異論があるため、意見を述べたい。

町の職員に確認したところ、この制度は昭和 50 年から続くもので、精神障害者が長期入院していた時代の医療費助成であったと聞いた。長期入院者は世帯を分けて生活保護の医療扶助を受ける場合もあるが、退院して家に戻ると世帯認定が変わり、経済的な負担が増すことで帰りにくくなる面がある。町の医療費助成は、自宅を維持し、町に戻りやすい環境を支える意味もあったのではないかと考える。

その後、精神障害者を取り巻く制度や環境は変わってきたが、町内では精神科医療へのアクセスに課題がある。町内の病院で精神科の診療が始まったことは大きな前進だが、症状が不安定なときにすぐ相談できる医療機関が身近に必要である。私は以前、高槻市の精神科クリニックで勤務していたが、島本町から通院する方は電車やバスの交通費の負担が大きく、数日続けて通院する必要がある場合は特に大変であった。通院や入院をきっかけに町外へ転出する方もいる。一方、当事者からは、町の職員が親身に相談に乗ってくれることや医療費助成があることが、町で暮らす支えになっているとも聞いている。

見直しの理由として、他の障害種別や府内の他市町村との整合性が挙げられていることに疑問がある。第４次障害者計画の基礎となるアンケートでも、精神障害のある方は、身近に専門的な医療機関がないことや、通院交通費の負担を課題として挙げている。また、身の回りのことができ、ヘルパー等の支援を利用していなくても、症状に波があるため就労が難しい方がいる。日常的な支援者が少なく孤立しやすいなか、通院先が重要な相談相手となっている。身体の病気のための医療が必要となる場合もあり、町の医療費助成は精神障害の特性と町の地域性に合った制度と考える。

他制度との整合性だけで見直すのではなく、なぜこの制度が必要なのかという点から議論していただきたい。当事者からは、制度がなくなると生活していけないという声も聞いている。全国では精神障害者への医療費助成を始める自治体も出てきており、町の制度の価値を十分に検証してほし

い。

お願いしたいのは、できるだけ早く正式な議題として取り上げること、決定事項の報告だけで終わらせず十分に協議すること、議論に必要な資料を示すことの３点である。利用者数や助成実績、町全体の財政に占める負担の程度、個人情報に配慮した利用者の収入や福祉サービスの利用状況などを示し、制度がなくなった場合にどのような影響があるかを確認したうえで議論していただきたい。

事務局

いただいた意見を踏まえ、早期に本協議会で議論していただきたいと考えている。ただし、次回 11 月の開催まで準備期間が短く、現時点で具体的な案もできていないため、次回にお示しすることは難しい。12 月以降、できるだけ早い時期に、決定事項の報告という形ではなく、議論していただける内容としてお示ししたい。

会　長

時期は少し先になるが、協議会で議論していくということである。ほかに質問や意見はないか。

委　員

助成制度の正式名称を教えていただきたい。

委　員

障害者医療費助成である。精神障害者保健福祉手帳２級・３級で非課税の方を対象としている部分が、町独自の制度である。

会　長

事務局から何かあるか。

事務局

次回は令和８年 11 月９日（月）午後２時からの開催を予定している。会場は今回と異なり４階となる。案件と資料は追って送付する。４階は入室にカードが必要な場合があるため、入室方法についても事前の案内にあわせてお知らせする。

会　長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

＜閉　会＞